

教職大学院評価基準（案）に対する意見募集の結果について

教職大学院評価基準の改正に際しましては、貴重なご意見をお寄せいただき、まことにありがとうございました。

意見募集期間	平成30年4月11日～平成30年5月9日
意見件数	27件

No	基準・観点	意見等	対応
1	基準領域2：学生の受入れ（基準案：4P，新旧対照表：7P） 基本的な観点2-2-1	今回の改正で、「入学者受入方針」の文言が「アドミッション・ポリシー」に置き換わっておりますが、（基本的な観点）2-2-1においては、「 <u>入学者受入方針に基づき</u> 」となっております。この箇所だけは置き換わっておりませんが、ここは「入学者受入方針」として明記されるのでしょうか。	（対応） 次のとおり修正する。 基本的な観点 <u>2-2-1</u> <u>入学者受入方針に基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。（削除）</u> 基本的な観点2-2-1 実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える状況になっている場合、これを改善する十分な手立てがとられているか。 （理由） 削除漏れのため。
2	観点 2-2-1 . 2-2-2（基準案 p.4，対照表 p.7）	新旧対照表から判断するに修正誤り（削除漏れ）と思われるが、評価基準（案）に挙げられる基本的な観点2-2-1は2-1-1と重複しているのでご確認いただきたい。	（対応） 5と同じ。 （理由） 5と同じ。

3	観点 2-2-2	<p>2-2-2：実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える状況になっている場合、これを改善する十分な手立てがとられているか。</p> <p>→「十分な」はあえていないのではと思います。将来「先進的」「卓越」など優れた取組を高く評価する仕組を設ける予定であるならなおさらで、「これを改善する手立てがとられているか」どうかは基準上重要な判断事項で、「十分」かどうかは、申請する側と判断する側が説明を通じて行うと思われるからです。</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。</p> <p>(理由) 意見のとおり、「十分な」という文言があってもなくても、改善に向けた手だてを丁寧に説明してもらい、それを見ていくことに変わりはない。一方で、「十分な」という文言を削除するまでの積極的な理由が明確でないため修正は行わない。</p>
4	基準 3-1	<p>新旧対照表 P8 の 3-1 について、「理論と実践が往還・融合する教育」とありますが、「理論と実践を往還する」のは学生であって、「理論と実践」が往還するわけではありませんので、誤解を招く書きぶりになっているのではないかと見受けられます。適切な修正をお願いできればと存じます。</p>	<p>(対応) 次のとおり修正する。</p> <p>基準 3-1 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した体系的な教育課程が編成されていること。</p>
5	基準 3-1	<p>(文章表現への意見)</p> <p>文末が他の基準では「・・・されていること。」になっているが、本基準は「・・・されているか。」となっている。表現を統一してはどうか。</p>	<p>(理由) 意見を踏まえ修正した。</p>
6	観点 3-1-1(2)	<p>新旧対照表 P8 の 3-1-1 の (2) について、「教科内容に特化した教育にならないように」という観点で言えば、三つの柱というよりは、有識者会議報告書の P9 にある教職大学院についての課題や、P22 の早急に対応すべきことを踏まえた改正になるものと思われるので、一案として、改正案(左側)については</p>	<p>(対応) 改正案のままとする。</p> <p>なお、新旧対照表備考欄は「有識者会議報告 22 頁の「・・・確実に学校現場の実状に即した実践的な授業内容・・・」を受けて具体化した文言。」と修正する。</p> <p>(理由)</p>

		<p>『教科領域を設けている場合は、教科内容に特化した教育にならないように、<u>学校現場での実習や実際の教育実践を題材とした「理論と実践の往還」を取り入れた教育課程編成となっているか。また、そのための教員の質が担保されているか。</u>』としてはどうでしょうか。（備考欄についても「教科領域の教育は・・・」以降についても、併せて確認をお願いいたします（上述のように修正される場合は削除等、適宜御対応ください。）</p>	<p>観点3-1-1(2)の改正案の「・・・教科指導法や教材研究など教科指導力の育成に留意した教育課程・・・」は、新旧対照表の備考欄の3つの柱については、「各教科等において、・・・児童生徒に見につけさせる教育活動ができる教員の育成」ということで示したが、適切ではなかった。</p> <p>直接には、有識者会議報告22頁の「・・・確実に学校現場の実状に即した実践的な授業内容・・・」を受けて具体化した文言。</p> <p>また、「教員の質の担保」については、観点6-2-2で今回追加した部分である。</p>
7	<p>観点 3-1-1(6)</p>	<p>学部との接続という意味（教職の高度化をはかる）とした場合、現職教員の場合、学部段階の教職課程がそもそも異なり（出身大学による差、職種・校種・教科による差、卒業年次（教職課程認定基準）による差）、この差を埋めきることも教職大学院の教育課程は意識しなければなりません。</p> <p>このような追加新設項目では、ストマス（非現職院生）を意識した教育課程を編成することとなり、現職教員を受け入れにくいカリキュラムの編成を強要するような評価基準かと思えます。</p> <p>ストマスと現職院生を分けて（クラスわけするなどして）指導する体制を整えることも一つの方法だと考えられます。</p> <p>しかし、定員規模から考えると費用面から難しい</p>	<p>（対応） 改正案のままとする。</p> <p>（理由） 有識者会議報告等の方向に沿った追加の観点である。「学部と接続した教育課程」については、教職大学院側に立つと、エビデンス一つとっても、具体にはハードルが高い。</p> <p>主に学部新卒学生を対象とした観点であり、現職教員学生にこの観点を当てはめるのは適当でない。</p> <p>そのことは、説明会等で説明する。</p> <p>指摘のとおり現職教員学生と共修する場合など、困難をきたす要素がいろいろ想定される。</p>

		点、(クラス分けすると)背景が異なる院生が共同で学ぶということから協働することを意識した学びを構築しにくい点から、改正の意図が教職大学院の実情の評価に合わないと思われます。	
8	観点 3-1-1 (基準案 p. 5, 対照表 p. 9-10)	<p>(6): 新旧対照表の備考欄において、「他大学の学部からの接続を含む」とあるが、『国立教員養成大学, 学部, 大学院, 附属学校の改革に関する有識者会議報告書 (以下, 有識者会議報告書)』p. 23 においては教職大学院と学部における一体性の強化, 一貫性のある教育の促進を求めており, 読み取る限りで他大学の学部からの接続までを求めるものではないため, 当該記述を削除いただきたい。</p> <p>また, もし観点として「他大学の学部からの接続」を含めて求めるのであれば, 自己評価書段階で適切に対応できるよう基本的な観点等に予め明記いただきたい。</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。ただし、新旧対照表の備考欄については意見を踏まえ修正する。</p> <p>(理由)</p> <p>他大学学部からの接続については、見解を確認として、さしあたり、新旧対照表備考欄の、「他大学の学部からの接続・・・」に関する記述は削除する。</p>
9	観点 3-3-1 (基準案 p. 6, 対照表 p. 11)	<p>(1) ~ (4): 全般に大きくまとめた表記に変更されているが, 例示がなくなったことにより機構の求める意図が伝わらず, 大学によって記載の水準や有無に差がでるなどの恐れがある。</p> <p>あくまで観点なので, 自己評価書で適切に対応できるように多少の例示は残してはどうか。(特に (3) (4))</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>実習の形態は各教職大学院によって、多種多様であるが、例示を示すことでかえって画一化を助長する恐れがあると考え削除した。</p>
10	観点 3-3-1 (基準案 p. 6, 対照表 p. 11)	「(7) 現職教員学生が他校において長期の実習を行う場合, 教員組織, 校内研究組織等に円滑に馴染め	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p>

	表 p. 12)	<p>る配慮がなされているか」については、基本的に、実習協力校が配慮することである。それを、教職大学院それ自体の評価基準に含めることは過剰ではないか。</p> <p>むしろ、この基本的な観点は、基準領域 10「基本的な観点 10-1-1」等において、連携協議会等を通じて、教職大学院が、学校に配慮を促すこととして評価の観点到に記載すべきことと考える。</p>	<p>(理由)</p> <p>実習科目に関して大学の関与の仕方にバラつきがあり「実習校が配慮すること」という見解一つとってもさまざまである。</p> <p>観点を全て用いて自己評価する必要はないし、他の観点のみでも基準を満たしていることが示せれば、この観点到に定めることはない。</p>
1 1	観点 3-5-1(1)	<p>新旧対照表 P13 の 3-5-1 (1) にて、成績評価基準等の策定について、「組織として」という表現が削除されている理由について。(組織として基準等を作成するというプロセスは重要だと思うのですが、なぜ削除したのか機構の意図を確認させていただきたい。)</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>成績評価基準、修了認定基準は、「組織として」としなくとも当然に機関決定されるべきものという整理から今回、削除した。</p>
1 2	観点 4-1-3	<p>新旧対照表 14 の 4-1-3 について、細目省令の改正内容を踏まえた改正とするのであれば、もう少しわかりやすい内容とすべきではないでしょうか。</p> <p>現行の基準でも、改正細目省令に対応しているように思うのですが、改正案の記述とした理由についてご教示いただければと思います。</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>観点 4-1-3 は、「平成 31 年 4 月 1 日施行「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正」(平成 29 年 9 月 8 日省令 35 号) 第 1 条第 3 項ニ(新設)「学修の成果に関すること(進路に関することを含む。)」に対応したものである。</p> <p>観点 4-1-1、4-1-2、4-1-3 全体で文言整理を行った。4-1-3 については、教職大学院の出口として教員等に就職している(現職教員学生の場合</p>

			<p>は、教職の現場に戻っている) 状況にあるかをみる。そのことが、学生の学習成果・効果を示すことになると思われる。</p> <p>なお、大学院修了後、教員等として就職してからのことについては、基準4-2でみるという構造となっている。</p>
1 3	観点 5-2-1 (基準案 p. 9, 対照表 p. 16)	<p>従来のレベルⅡではなくなり、措置を講じていることが期待されるものから、満たすことが必要と考えられる要件となったが、教職大学院独自の支援体制整備をも必須要件として求めるのは過剰である。</p> <p>当該記述を削除するか、「大学独自」と置き換えいただきたい。</p>	<p>(対応)</p> <p>次のとおり修正する。</p> <p>基本的な観点5-2-1「特に」以降を削除する。</p> <p>(理由)</p> <p>意見のとおり。</p>
1 4	観点 6-2-1	<p>(文章表現への意見)</p> <p>冒頭「各教職大学院の目的に応じて・・・」とあるが、「各」は不要ではないか。</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>「各」削除すると教職大学院制度自体の目的と捉えられる可能性がある。</p>
1 5	観点 6-2-2	<p>新旧対照表 P19 の 6-2-2 にて、教員の基準が「明確」かどうかは明記されている一方で、「適切」は削除されている理由について。</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>採用基準、昇格基準が定められているか・・・という現行基準に加え、今回、授業科目の質の維持を図るため担当する教員が授業科目を担当するのに相応しいかチェックする機能があるかという観点を追加した。</p> <p>採用基準、昇格基準ほどきちんとしたものが確立され</p>

			ているか現状として判然とせず、また「適切」という状態を捉え切れていないので、「適切」の文言は使用せず、チェック機能が明確になっているか（存在するか）を見ることとした。
16	観点6-2-3	備考欄に、「観点追加」として、「○有識者会議 早急に対応すべきことを反映し、研究者教員、実務家教員の業績について、互いに評価する仕組みがあるか、という観点を追加。」と記載されています。 つまり、研究者教員と実務家教員の業績について、ピアレビューの視点から評価する仕組みの設定がなされているかどうかを問う文面に修正する必要があります。ご検討いただければと存じます。	(対応) 次のとおり修正する。 観点6-2-3 「研究者教員の実務経験や実践研究の業績、あるいは実務家教員の学術的業績を、 <u>ピアレビューの視点も含めて</u> 評価する仕組みが設定されているか。」に変更。 (理由) 意見を踏まえ修正した。
17	観点6-2-3（基準案 p.10, 対照表 p.19）	新旧対照表の備考欄において、「互いに評価する仕組みがあるか」とあるが、この記述では有識者会議報告書 p.23 に示される意図が正しく読み取れないため、「互いに」を適切な表現に修正いただきたい。（例：研究と実務の両面を評価する仕組みがあるか）	(対応) 新旧対照表備考欄の「互いに」を削除する。 (理由) 意見のとおり、新旧対照表備考欄の「互いに」では有識者会議報告の意図を捉え切れていないため。
18	観点6-3-2	教職大学院を担当する（特に専任の）教員は、教職大学院の授業と実習に追われ、さらにはダブルカウントの容認に伴う学部教育の負担が増えています。 「地域の学校等における教育課題の解決に還元される研究活動」が求められることは否定しないが、それに費やす時間（エフォート）や予算が確保しにくくなっている（人件費削減で1人あたりの業務量が増えている）中、どこまで実質化できるのかが不透明な中	(対応) 改正案のままとする。 (理由) 観点6-3-2は教職大学院で行われる研究活動の質、有効性を問うもの。 「地域の学校等における教育課題の解決に還元される研究活動」を行うことが必須ということではなく、「行う研究活動が、地域の学校等における教育課題の解決に

		<p>で、評価項目にこれを入れると、教員の頑張りが認められる反面、さらなる人減らしの口実になる（高評価であれば人的余裕があるように見えます。</p> <p>低評価であれば人的保障なく業務の付加を行い短期的な結果を求める）可能性が否定できません。</p> <p>教職大学院教員個別の研究だけではなく、組織的なプロジェクトとして取り組む必要も生じるが、このあたりの評価（組織としての教育研究の還元なのか、構成員の教育研究の還元なのか、その両方なのか）が曖昧な書きぶりでは自己評価しにくい点があります。</p>	<p>還元されるか」ということである。</p> <p>基準6-3が、レベル撤廃で必須になるので、この点の解釈については、趣旨を改めて説明会で説明する。</p>
19	<p>観点 6-4-1 , 6-4-2 (基準案 p.11 , 対照表 p.20)</p>	<p>有識者会議報告書 p.20「④学部との一体化」では、「学部と教職大学院との関係の強化・一体化と、それに基づく学部と教職大学院との一貫教育の導入など、学部との多様なつながりを検討する」よう求めている。</p> <p>また、平成30年4月施行の専門職大学院設置基準等の改正により教職大学院の必要専任教員が学部の教員を兼務すること（いわゆる「ダブルカウント」）も緩和されている。</p> <p>このような状況をふまえて、教職大学院の専任教員（みなし教員を含む）が、教職大学院よりも学部の授業を多く担当することについて、一定の配慮をご検討いただきたい。</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>学部等とのダブルカウント緩和で教職大学院の教員に過重な負担が課せられていないか確認する観点である。</p> <p>ダブルカウントの現状について定量的に判断するものではない。</p> <p>(基準2-2の定員充足と同じ。ダブルカウントによる負担に対する大学の配慮をみる。負担が大きい場合、大学の配慮を含め丁寧にチェックする。)</p>

20	基準8-1	(文章表現への意見) 冒頭「各教職大学院の目的を・・・」とあるが、「各」は不要ではないか。	(対応) 改正案のままとする。 (理由) 「各」削除すると教職大学院制度自体の目的と捉えられる可能性があるため。
21	基準9-2 観点 9-2-3 9-2-4	新旧対照表 P24 の 9-2、P25 の 9-2-3、9-2-4 にて FD、SD (備考欄) についてそれぞれ区別された形で記載がありますが、実際の基準に表現で用いられているのは「教職員」なので、「FD 及び SD」としてはどうでしょうか。	(対応) 次のとおり修正する。 →基準9-2「・・・日常的にFD活動等が行われていること。」 →観点9-2-3「FD活動及びSD(スタッフ・ディベロップメント)活動・・・」 (理由) 観点9-2-3は、「FD活動及びSD(スタッフ・ディベロップメント)活動」についてであることを明確にするため、意見を踏まえ文言を追加する。
22	基準9-2(基準案 p.14, 対照表 p.24)	「日常的にFD活動が行われていること」とあるが、FD活動の定義にもよるものの「日常的」という表現は頻度が非常に高く、必要以上の水準を求めている印象を受ける。 「適切に」という表現に置き換えてはどうか。	(対応) 改正案のままとする。 (理由) FD活動については、年数回の体裁的な活動で終わらないように、研修会を含め日頃からの活動が重要であると考えられる。
23	観点10-1-1(基準案 p.15, 対照表 p.26)	「または、教育委員会が設置する協議会において指標の策定等の検討に参画しているか」とあるが、「または」という接続詞では観点中のどちらか一方を求める表現となり、本来の意図と異なるため修正いただき	(対応) 次のとおり修正する。 基本的な観点10-1-1 「または」は削除。

		たい。	「教育委員会が設置する協議会においては、指標等・・・」と文言修正。 (理由) 意見のとおり。
24	観点 10-1-3	「教職大学院評価基準改正案における主な変更点」では、「現職教員の研修機能について観点追加」との記載がございました。改正案では前半の研修機能が、後半の取組に含まれないかのような印象を持ちましたので、研修機能に関する観点であることが明らかとなるようご検討願います。 また、「能力に支援する取組」は、「能力を育成する取組」あるいは「能力の向上を支援する取組」が適切かと思えます。	(対応) 次のとおり修正する。 →「 <u>学校教員</u> の研修機能を有し、教職生活全体を通じた資質及び能力の向上を支援する取組を行っているか。」に修正 (理由) 意見を踏まえ修正した。
25	観点 10-1-4	「履修証明（サーティフィケート）」等の教員の履修要求に応える仕組みが整備されているか。」について「整備されているか」という表記ではなく「検討されているか」がよいのではないかと。 現時点で履修証明制度を整備している教職大学院はそれほど多くなく、検討中の大学が多数と思われるため、基準の表記は段階的に変更いただきたい。	(対応) 次のとおり修正する。 「履修証明（サーティフィケート）」等の <u>学校教員</u> の履修要求に応える仕組み用意されているか。」に修正。 (理由) 意見を踏まえ修正した。
26	基準領域10：教育委員会及び学校等との連携 (基準案：15P， 新旧対照表：27)	追加された「10-1-4：履修証明（サーティフィケート）」等の <u>教員</u> の履修要求に応える仕組みが整備されているかの「教員」は、「現職教員」を指しておりますでしょうか。 同領域の10-1-3では、「 <u>現職教員</u> の研修機能を	(対応) 次のとおり修正する。 観点10-1-3の「現職教員」及び観点10-1-4の「教員」を「学校教員」に修正。 (理由)

	P)	<p>有し」とあり「現職教員」と明記されております。</p> <p>また、基準領域6では、大学教員のことを「教員」と記述してあり、基準領域が違いますので読み間違えることはないと思いますが、正確性に欠けるのではないかと思います。</p>	意見を踏まえ修正した。
27	評価基準全般	<p>可能な限りにおいて、評価項目を整理し減らすことをご検討いただきたい。</p> <p>たとえば、基準領域7「施設・設備等の教育環境」は、学生への支援体制の一部と捉えることができるので、基準領域5「学生への支援体制」のなかに組み入れ、基準領域と評価の「基本的な観点」を整理すること、基準領域6「教員組織」と基準領域8「管理運営」も、教職大学院を運営するための教員と事務職員の配置やその組織体制に係ることであるので、「基準」を整理することをご検討いただきたい。</p>	<p>(対応)</p> <p>改正案のままとする。</p> <p>(理由)</p> <p>評価作業の軽量化は課題となっている。</p> <p>教職大学院はここにきておよそ最大の設置数に至り、機構としては、今回1回目の認証評価機関に対して、当初からの評価基準（1回マイナーチェンジしたが・・・）で評価を実施し、次回以降の改正で、優れた点をアピールするような仕掛けを導入し、抜本的な見直しを試みる予定。指摘事項は、参考とさせていただく。</p>